

消費生活用製品の安全確保に向けた論点 (子供用製品関係)

令和5年5月29日

産業保安グループ 製品安全課

消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る論点

【海外事業者の直接販売などネット販売拡大への対応】

事後規制

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題

- ❑ インターネットモールを通じた海外事業者の直接販売が拡大しているが、重大製品事故の報告がされておらず、適切な再発防止策が行えていない可能性がある。
- ❑ また、海外事業者の直接販売については、リコールが必要になった時の対応が難しく、何かトラブルが起きた場合に消費者利益が保護されにくいという課題もある。
- ❑ 海外事業者の直接販売については、国内に責任事業者を置くなどして、日本の消費者の利益を保護するべきではないか。

違反対策・事前規制

2. ネット販売での違反品への対応

- ❑ 国は、ネットモール運営事業者と連携して、ネット販売品の違反対策を進めてきたところであるが、違反数は高止まりしている。さらに、海外事業者の直接販売については、執行上の問題も生じている。
- ❑ 海外事業者の直接販売などについて、規制の仕組みを設けるべきではないか。

本日で議論いただく論点

事前規制

3. 玩具などの子供用製品への対応

- ❑ ネット販売が拡大する中で、海外品の流入が容易になっており、マグネットボールのような危険な子供用製品が海外から流通している。
- ❑ 多くの国において子供用製品の規制が整備されているため、諸外国で販売できない製品が流入するおそれもある。
- ❑ 子供への事故は未然に防止するべきであり、日本でも玩具等の子供用製品を強制規格の対象にするべきではないか。

前回のネット販売関係の議論について

第4回検討会（4/27）での主なご意見（ネット販売関係）

- 事務局提案の対応の方向性について、委員及びオブザーバーからは、**概ね賛成**との意向が示された。
- その上で、今後の検討の際の留意点について様々なご指摘をいただいた。

（留意点としていただいたご意見）

①越境供給者の義務履行の担保措置

- 越境供給者が法的義務を履行しなかった場合、公表することに留まらず、**もう少し踏み込んで罰則等**をかけることはできないか。
- 代表者・代理人に裁判における送達先とすることや処分権限を付与する等の措置が必要ではないか。

②消費者からの問合せ対応等

- 代表者・代理人は、消費者が容易に連絡を取れるよう、**日本語対応を可能**にさせておくべき。
- **苦情受付窓口の機能**もあるなどとしていただきたい。
- PS対象外品についても、**特商法で、販売ページに代表者・代理人の連絡先表示を義務付け**られないか。

③大手ネットモール以外の事業者の対応

- ネットモールの協力については、デジプラ新法でも激しい議論になったが、小さな事業者までもれなく協力を得られるようにするためには、**法律の中で根拠づけることが重要**。

④ネットモールの実務的対応

- 日本語以外で製品を販売するネットモールや海外ドメインだが日本語で日本の消費者向けに製品を販売しているSNSサイトなども制度の対象となるのか、**ネットモール及び越境供給者の定義を整理して欲しい**。
- 代表者・代理人の有無を確認することは可能だが、実際に**義務履行能力があるかまで確認することはネットモールには困難**。
- 削除命令にあたっては**命令等法的根拠**を示していただきたい。
- 制度改正が行われる場合には**十分な準備期間を確保**いただきたい。
- 消費者や越境供給者から**行政への相談窓口**を設けてほしい。
- 行政から**多言語での周知**、多言語での国内代表者・代理人との契約書のひな形の提示などをお願いしたい。

(参考) 特定商取引法での広告規制

- 特定商取引法では、通信販売についての広告等において、**販売業者又は役務提供事業者**に**一定の表示義務**がある。
- 令和4年6月施行の省令改正において、販売業者又は役務提供事業者が外国法人等であつて、**国内に事務所等を有する場合は**、当該事務所等の所在場所及び電話番号の表示が求められることとなった。

特定商取引法

(通信販売についての広告)

第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容
- 五 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にはその内容を、第二十六条第二項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

特定商取引法施行規則

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 販売業者又は役務提供事業者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者又は役務提供事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名
- 三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第二十五条第三号及び第四十条第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号
- 四～十 （略）

玩具などの子供用製品への対応について (事前規制)

第1回検討会（1/17）での主なご意見（子供用製品関係）

- 子供用製品の強制規格化については、多くの委員から賛成のご意見をいただいた。
- 一方で、既存の任意規格との関係などは、具体的な検討の際に留意して欲しいとのご意見を複数いただいた。

	ご意見
強制規格化に賛成	<u>子供用製品の強制規格化に賛成</u> 。ネットモール事業者も取り締まりしやすくなる。
	<u>海外と連携し、日本も先手を取って規制すべき</u> 。マグネットボールの規制に時間がかかった。傾く子供用ベッドへの対応も課題。
既存の任意規格との関係への留意	子供用製品にはSTマークなどの任意規格があり、強制規格化するとしても、 <u>信頼ある任意規格については新たに認証を取り直す必要がないようにすべき</u> 。
	日本の玩具安全は世界的に見ても非常に高い水準にあり、自主規制はよく機能してきた。法規制がどうしても必要という事態がどこまで発生しているかがポイント。 <u>うまくいっている制度はできるだけ維持すべき</u> 。
	強制規格化も一つのアプローチだが、強制規格にしたら直ちに物事が解決する訳ではない。 <u>基準そのもののアップデートや運用方法</u> によく気をつける必要がある。
その他	事故の未然防止の観点から、 <u>スコープが子供の玩具だけでよいのか、スコープを広げる必要がある</u> のではないかと。
	粗悪なものは強制規格で止めるが、優秀なものは奨励して国際的に認知するような仕組みを作るなど、 <u>消費者が選ぶための情報</u> を与えることが重要。

第3回検討会（2/20）での議論概要

- 子供用製品3社へのヒアリングでは、子供用製品への強制規格化については、玩具については、STマーク制度そのものが衰退する、まず重篤な事故のおそれのある個別製品への対応を図るべきとの意見が出され、**幅広く規制対象とすることについて慎重な声**が聞かれた。
- 海外の強制規格に適合した製品を輸入しているため、強制規格化への影響はそれほど大きくないとの声も聞かれた。

質問	回答
<p>1. 日本市場での安全な製品の流通状況</p> <ul style="list-style-type: none">• どの程度の製品がSTマークを取得しているか。• STマークを取得していない製品の安全性はどう考えるか。• 事故は起きていないが未然防止の観点で販売停止になっている事案が海外には存在し、現状では当該製品の日本での流通を規制できないが、どう考えるか。	<p>1. 日本市場での安全な製品の流通状況</p> <ul style="list-style-type: none">• 玩具全体の6～7割程度にSTマークが取得されていると考える。• 日本の玩具メーカーは、STマーク制度を通じて玩具安全制度を承知しているので、STマークを取得しない場合にも安全でない製品を製造することはないと考える。• 重篤な事故を引き起こすような製品を個別に指定し規制する制度があると、海外等で問題となっている製品にいち早く対応できると考える。
<p>2. 強制規格化について</p> <ul style="list-style-type: none">• 強制規格とSTマーク制度は両立することもあり得るのではないか。	<p>2. 強制規格化について</p> <ul style="list-style-type: none">• STマークは、2年ごとの検査や、食品衛生法では求められない6歳以上の化学的安全性の検査が要求される。物理的安全性の強制規格が出来ると、化学的安全性の高額な検査費を考えると、STマーク取得を不要と考える事業者が多く発生し、STマーク制度そのものが衰退することを懸念。• 玩具全体ということではなく、まず、重篤な事故のおそれのある個別製品への対応を図るのが良い。• 事故が発生するような製品を事前に全て想定して規制するのはほぼ不可能と考える。そのような危険製品が流通した場合に速やかに事後対応する仕組みが必要。• 輸入事業者は海外の強制規格に適合した製品を輸入している。

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/consumer_products/pdf/003_gijiyoshi.pdf

マグネットセットと水で膨らむボールの特定製品への指定

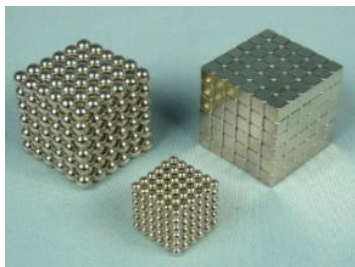
- マグネットセット（磁石製娯楽用品）と水で膨らむボール（吸水性合成樹脂製玩具）を、消費生活用製品安全法の特定製品として指定する内容の政令改正が2023年5月16日閣議決定され、同月19日に公布された。
- これにより、いわゆるマグネットセットと水で膨らむボールを日本で販売することはできなくなる。
- それ以外の多種多様な玩具については、現在でも物理的安全（誤飲対策等）についての規制は存在していない。

政令で追加された2品目

十一 磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）

十二 吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）

マグネットセット



出典：国民生活センター

水で膨らむボール



出典：国民生活センター

玩具など子供用製品に関する課題

(課題)

- **子供用製品**については、**誤飲**などが起きやすく、**通常の製品よりも配慮が必要**。しかし、現状では、**重大製品事故が報告されてからの対応、子供の事故が発生してから事後的に規制するという対応**となっている。

(危険な子供用製品の例)

① マグネットセット、水で膨らむボール (前ページ)
(乳幼児の誤飲リスクあり)

② 海外で法令違反となるぬいぐるみ等
(具体例は次ページ参照)

③ 子供用自転車
(チェーンへの指入れリスクあり)

<消費生活用製品安全法>

(定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されている子供関連製品>

- 乳幼児用ベッド (乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下することがない構造等を要求)
- ライター (チャイルドレジスタンス機構を要求)
- 磁石製娯楽用品 (マグネットボール) ※2023年5月追加
- 吸水性合成樹脂製玩具 (水で膨らむボール) ※2023年5月追加

(参考) 我が国への流入が懸念される玩具等 (第1回検討会資料)

- 以下の表に示す製品はSafety Gate (EU)に掲載された玩具等であり、EU当局から販売中止やリコール等の措置がとられている。
- いずれもEU内で定める強制規格を遵守していない製品。

ぬいぐるみ	エアガン	ベビーチェア	乳児用玩具
			
<p>中国製</p> <p>包装ビニール、ボタン電池等を誤飲して窒息するおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1、EN62115違反</p>	<p>中国製</p> <p>棒が飛び出す速度が上限を超え目などに危険を及ぼすおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1違反</p>	<p>中国製</p> <p>揺れる角度が大きすぎ乳児が落下するおそれ。 一般製品安全指令、欧州規格EN16232違反</p>	<p>中国製</p> <p>小さなパーツがとれやすく、誤飲して窒息するおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1違反</p>
<p>出典： EU Safety Gate Alert number A12/01208/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A11/00102/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A11/00100/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A12/01243/22</p>

玩具を巡る課題

- 玩具については、海外の多くの国で事故の未然防止の観点から安全規制（規格に適合しない製品の販売禁止など）がかかっている。
- 日本では50年に渡り玩具業界による自主基準による対応を行い、玩具の安全を確保してきた。一方、近年は、ネット販売により海外品の流入が容易になっているため、日本でも規制を強化しないと販売される玩具の安全性が確保されないおそれがある。

(玩具が安全規制の対象となっている主な国・地域)

地域	国
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル
中東・アフリカ	サウジアラビア、カタール、UAE、南アフリカ
ユーラシア	ベラルーシ、カザフスタン、ロシア

※日本では化学物質の含有については玩具に規制がかかっている。（食品衛生法）

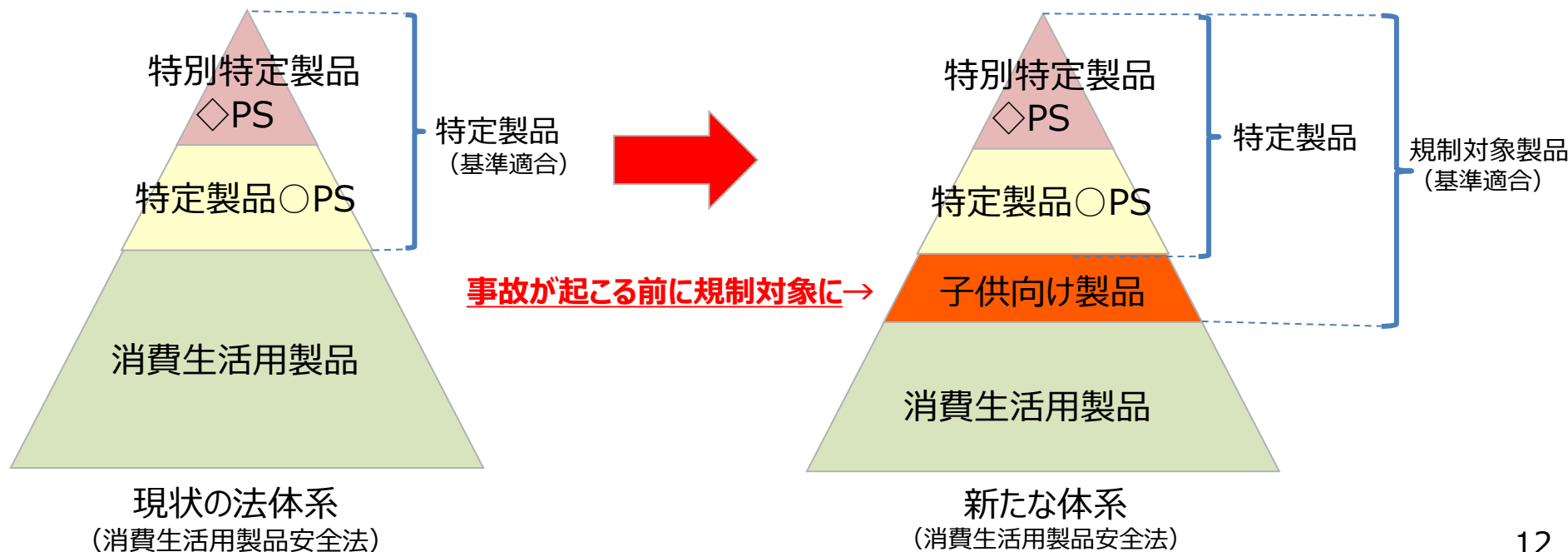
子供用製品の事故の未然防止に向けた対応策（方向性イメージ）

- 海外の違法品が日本に流入することを防ぎ、事故が起こってからの対応ではなく、子供の事故を未然に防止する観点から、以下のような対策を取るのが一案。
- 玩具、ベビーカー、幼児用自転車などの子供用製品を、消費生活用製品安全法の「子供向け製品」として規制できるようにする。

<規制のイメージ>

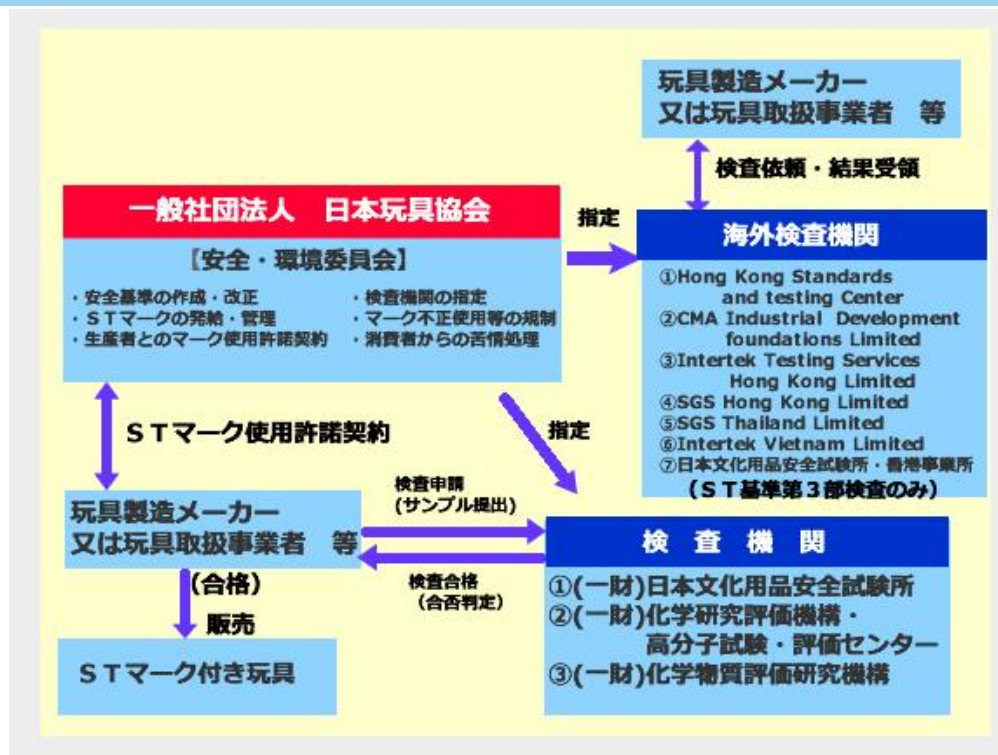
- 事故が発生してからの対応でなく、事故が発生する前に規制対象とする。
- 物理的安全等の技術基準への適合を求め、基準適合の表示があるもののみ販売できるようにする。
- 国際基準との整合を図り、例えば玩具の物理的安全については、国際基準であるISO8124-1や欧州EN71-1、米国ASTM F963-17を満たしている玩具であれば基準適合とすることも検討。
(STマークやSGマークについては、基準が国際基準と整合している場合、追加の検査・試験は不要)

消費生活用製品安全法の新たな「子供向け製品」のイメージ



(参考) STマークとは (第1回検討会資料)

- (一社) 日本玩具協会が運営する業界自主マーク。
- ①玩具安全基準(ST基準)の作成、STマークの管理、②ST基準適合検査の実施(検査機関)、③事故の際の賠償補償制度から成り立っている。
- 参加する場合は日本玩具協会とSTマーク使用許諾契約を締結し、STマークを付けようとする玩具について、指定する検査機関において玩具安全基準(ST基準)によるサンプル検査を受検。検査に合格した玩具について「STマーク」の表示が認められる。
- 玩具安全基準「ST2016」は、①機械的及び物理的特性の検査、②可燃性の検査、③化学物質の検査、の3項目が含まれる。上記①と②については国際規格であるISO8124をベースに策定され国際整合が図られており、③については食品衛生法をベースに策定されている。



(STマーク)



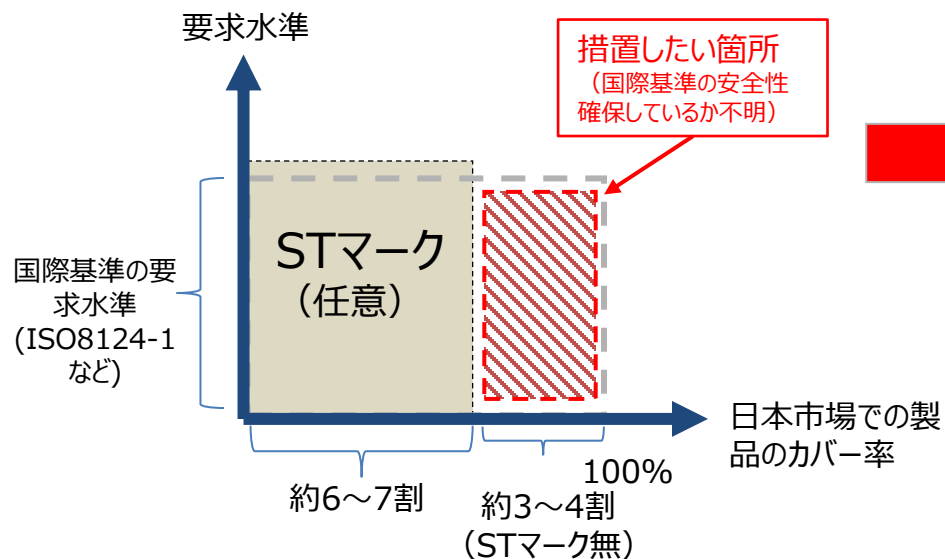
(出典：いずれも日本玩具協会HPより)

玩具の物理的安全性の確保とSTマーク制度

- 日本のSTマークは、国際規格であるISO8124と同等の物理的安全性等を要求しており国際整合しているが、日本では玩具の物理的安全性等は規制されておらず、STマークがない玩具も一定程度販売されている。
- ①玩具は事故が起こる前に規制対象とすべきであること、②ネット販売を通じて海外品の流入が容易になっていること、③海外で違反となったものを日本国内で販売できないようにする必要があること、を踏まえると、STマークがない玩具についても物理的安全（誤飲対策等）のISO8124-1などを強制規格として要求することが、**子供の安全確保のためには必要**ではないか。
- STマーク付の玩具は、2年に1度の製品確認を行っている点や年齢表示・注意喚起表示の方法に特徴があり、玩具の安全確保のためには**STマークは重要**。

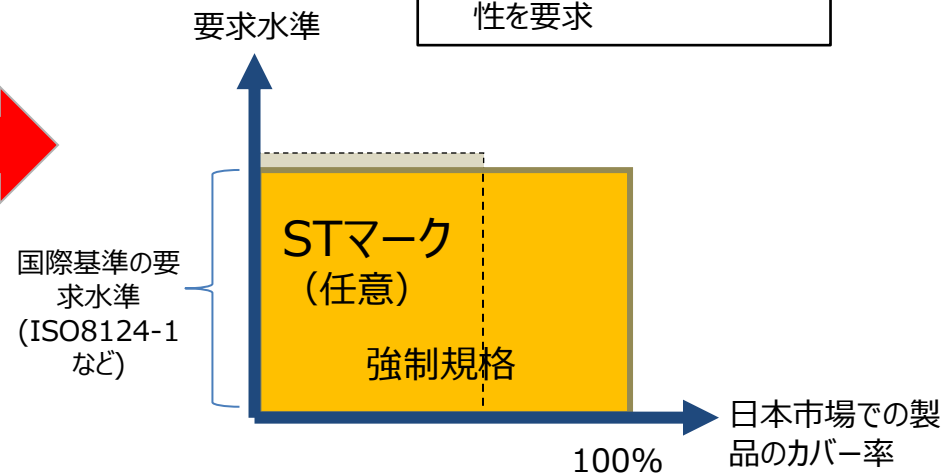
(玩具への要求の現状イメージ)

- ✓ 強制規格なし
- ✓ STマーク約6~7割



(新たな制度イメージ)

- ✓ 玩具を強制規格対象とし、STマークと同じ国際整合した物理的安全性・可燃性を要求



製品安全制度におけるSTマーク制度等の活用

- 玩具を強制規格対象とした場合でも、より安全性に配慮されたSTマーク付の玩具が普及することが、玩具の安全確保の観点から望まれる。
- このため、今後の子供用製品の安全規制の検討においては、例えば、以下のような対策を検討することが一案。
 - ① STマーク制度等を活用した制度。（例えば、STマーク付の玩具は国への届出不要とする）
 - ② 製造物責任保険の加入を促す。（Sマーク付の玩具は製造物責任保険加入済み。特定製品には加入義務有り。）
 - ③ 新たな制度に合わせて認知度向上を図る。

<玩具規制の現状と今後の対応イメージ>

	ISO基準	日本の規制状況	STマーク
機械的・物理的特性	ISO8124-1	規制無し→ <u>規制対象へ</u>	対象
可燃性	ISO8124-2	規制無し→ <u>規制対象へ</u>	対象
化学的特性	ISO8124-3	食品衛生法	対象

※ISO基準以外にも、例えば機械的・物理的特性については、欧州のEN71-1や米国のASTM F963-17などの基準が存在する。

(参考) SGマークとは

- (一財) 製品安全協会が運営する自主マーク。50年の歴史がある。
- ①安全基準 (SG基準)、②SG基準の認証及びマーク表示、③事故の場合の賠償措置、が一体となった制度。
- 対象製品は全部で147品目。乳幼児用製品、福祉用具、家具・家庭用品、台所用品、スポーツ・レジャー用品、家庭用フィットネス用品、自転車・自動車用品などが対象。
- 子供用製品も乳幼児ベッドやベビーカーなどが対象となっている。
- 製品安全協会HPによると、SG基準は、製造事業者、学識経験者、消費者代表、検査機関、行政機関らの専門家が関与し、客観性と実効性の高い基準を作っているとのこと。

(SGマーク対象の子供製品の例)



(SGマーク)

(出典：いずれも製品安全協会HPより)

(参考) OECDの製品安全に関する理事会勧告 (2020年7月)

- 2020年7月17日、OECD理事会は「消費者製品安全に関する勧告」を採択。
- その中で、製品安全に関する政策枠組みを策定し実施する際には、**子供など脆弱で不利な立場にある消費者に特別な注意を払う**こととされている。
- OECDは、消費者政策委員会において、本勧告の履行状況を監視し、理事会に報告することを求めている。

「OECD 消費者製品安全に関する理事会勧告」より抜粋 (出典：消費者庁訳)

消費者製品安全の枠組みは国・地域により異なり、従って国内において、また国境を越え、特に電子商取引などで、消費者を安全ではない製品から保護するには、これまで以上の国際協力が極めて重要であることを認識し、

本勧告を遵守する加盟国及び非加盟国 (以下「遵守国」という) は様々な法律、政策及び制度の枠組みを有し、それが本勧告の履行及び勧告に影響を与えることを認識し、

II. 遵守国は、消費者製品安全に関わる効果的な政策枠組みを国内及び国際レベルで推進し実施するため、透明かつ包摂的な方法で、事業者、消費者団体及びその他の市民社会団体 (以下「その他の利害関係者」という。) と共に取り組むことを推奨する。

その趣旨により、遵守国は、その枠組みにおいて、以下を行うべきである。

5. 消費者製品安全に関する政策枠組みを策定し実施する際に、行動洞察を考慮し、**子供や高齢者、障害者など、ぜい弱で不利な立場にある消費者に特別な注意を払う。**